

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	
○福島県事務委任規則の一部を改正する規則	五二
○福島県医療法施行細則の一部を改正する規則	五三
○福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	五三
訓 令	
○福島県事務決裁規定の一部を改正する訓令	五三
告 示	
○土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件	五四
○地籍調査の成果について認証した件	五四
○道路の供用を開始する件	五四
○建設業者の営業所の所在地を確認できないので建設業法の規定により告示する件	五四
公 告	
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	五五
○落札者を決定した件七件	五五
○随意契約の相手方を決定した件	五六
福島県警察本部	
○落札者を決定した件四件	五九
福島県選挙管理委員会	
○不在者投票のできる施設として指定した件二件	六一
○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件	六一

## 規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県医療法施行細則の一部を改正する

規則及び福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年十月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第七十一号

#### 福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五号第六号中(10)及び(11)を削り、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9) 第二十八条第二項の規定による報告の徴収

第五号第六号中(6)を(7)とし、(2)から(5)までを(3)から(6)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 第二十四条第八項の規定による通知

第五号第六号中(21)を(30)とし、(20)を(29)とし、(19)を(26)とし、その次に次のように加える。

(27) 第七十八条の二第二項の規定による徴収金の徴収

(28) 第七十八条の二第二項の規定による徴収金の徴収

第五号第六号中(18)を(23)とし、その次に次のように加える。

(24) 第七十七条第二項の規定による家庭裁判所への申立

(25) 第七十七条の二第二項の規定による費用の徴収

第五号第六号中(17)を(21)とし、その次に次のように加える。

(22) 第七十六条の二の規定による損害賠償請求権の行使

第五号第六号中(16)を(20)とし、(13)から(15)までを(17)から(19)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13) 第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給

(14) 第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給

(15) 第五十五条の六の規定による報告の徴収

(16) 第五十五条の七第一項の規定による被保護者就労支援事業の実施

第五号第六号の二中(10)及び(11)を削り、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9) 例による保護法第二十八条第二項の規定による報告の徴収

第五号第六号の二中(6)を(7)とし、(2)から(5)までを(3)から(6)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 例による保護法第二十四条第八項の規定による通知

第五号第六号の二中(21)を(30)とし、(20)を(29)とし、(19)を(26)とし、その次に次のように加える。

(27) 例による保護法第七十八条の二第一項の規定による徴収金の徴収

(28) 例による保護法第七十八条の二第二項の規定による徴収金の徴収

第五号第六号の二中(18)を(23)とし、その次に次のように加える。

(24) 例による保護法第七十七条第二項の規定による家庭裁判所への申立

(25) 例による保護法第七十七条の二第一項の規定による費用の徴収  
 第五条第六号の二(17)を(21)とし、その次に次のように加える。  
 (22) 例による保護法第七十六条の二の規定による損害賠償請求権の行使  
 第五条第六号の二(16)を(20)とし、(13)から(15)までを(17)から(19)までとし、(12)の次に次のように加える。

- (13) 例による保護法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給
- (14) 例による保護法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給
- (15) 例による保護法第五十五条の六の規定による報告の徴収
- (16) 例による保護法第五十五条の七第一項の規定による被保護者就労支援事業の実施

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**  
 (行政経営課)

**福島県規則第七十二号**

**福島県医療法施行細則の一部を改正する規則**

福島県医療法施行細則(平成六年福島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四十一号を第四十二号とし、第十五号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

- 十五 省令第九条の十五の二の規定による医師宿直免除許可申請書
- 第三条中「第十条第十八号」を「第十条第十九号」に改め、同条第六号中「第二十七号から第三十一号まで」を「第二十八号から第三十二号まで」に、「第三十三号から第三十五号まで」を「第三十四号から第三十六号まで」に、「第三十九号」を「第四十号」に改め、同条第七号中「第三十二号、第三十六号から第三十八号まで」を「第三十三号、第三十七号から第三十九号まで」に、「第四十号及び第四十一号」を「第四十一号及び第四十二号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定(「第十条第十八号」を「第十条第十九号」に改める部分に限る。)は、平成三十年十一月一日から施行する。  
 (地域医療課)

**福島県規則第七十三号**

**福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則**

福島県職業訓練手当支給規則(昭和三十九年福島県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「以下「法」という。」を加える。

第三条第一項各号列記以外の部分中「第二十三条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項第一号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、「昭和四十一年労働省令第二十三号」の下に「以下「施行規則」という。」を加え、同項第二号から第十四号までの規定中「雇用対策法施行規則」を「施行規則」に改める。  
 第四条中「雇用対策法」を「法」に改める。  
 第一号様式(その一)中「第3条第1項第5号」を「第3条第1項第5号」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職業訓練手当支給規則(以下「改正前の規則」という。)第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書は、改正後の福島県職業訓練手当支給規則第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。  
 (産業人材育成課)

**訓 令**

**福島県訓令第十四号**

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成三十年十月二十六日

**福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令**

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。  
 別表第二の5の表健康衛生総室の部地域医療課の項中2の(2)を2の(3)とし、2の(1)を2の(2)とし、同項に同項2の(1)として次のように加える。

(1) 第9条の15の2の規定による許可									

**附 則**

この訓令は、平成三十年十一月一日から施行する。  
 (行政経営課)

本庁機関  
 出先機関

福島県知事 内堀雅雄

告 示

福島県告示第七百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成三十年十月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域

1 指定する区域

双葉郡榎葉町大字大谷字鐘突堂二十一番一及び二十二番四の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第二十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

（一）土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン

（二）土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置  
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域

双葉郡榎葉町大字大谷字鐘突堂二十一番一、二十二番一、二十二番二及び二十二番四の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

（一）土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

（二）土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部生活環境総室水・大気環境課及び福島県相双地方振興局環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）  
（水・大気環境課）

福島県告示第七百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、白河市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十年十月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称

白河市

二 成果の名称

白河市天神町外十三字地区の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第七百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	南会津郡下郷町大字南倉沢字木賊八四四番一〇二地先から同 郡同 町大字南倉沢字猪番場平八四〇番二二地先まで	平成三〇年一〇月二六日

（道路計画課）

福島県告示第八百号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成三十年十月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 商号又は名称 山田建設株式会社
- 二 代表者の氏名 辻 弘人
- 三 主たる営業所の所在地 福島県相馬市塚ノ町二丁目五番十七号
- 四 許可番号 福島県知事許可（般一七）第三一一一九三号

（技術管理課建設産業室）

## 公 告

## 公告第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年十月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 吉田 数博

双葉郡浪江町大字苜宿字原下一五七番地

同 吉田 頼長

南相馬市鹿島区寺内字仏方六〇番地の二

（農村計画課）

## 公告第234号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) マシニングセンタⅠ 一式
  - (2) マシニングセンタⅡ 一式
  - (3) マシニングセンタⅢ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社伊藤商店機材部 福島県郡山市菜根五丁目21番13号
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿一丁目8番5号新宿御苑室町ビル6階
  - (3) 1の(3)に掲げる物品等 美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿一丁目8番5号新宿御苑室町ビル6階
- 5 落札金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 39,312,000円
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 36,720,000円
  - (3) 1の(3)に掲げる物品等 34,830,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月13日

(入札用度課)

**公告第235号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
旋盤 6式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社伊藤商店機材部 福島県郡山市菜根五丁目21番13号
- 5 落札金額  
28,728,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月13日

(入札用度課)

**公告第236号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
環境試験装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アオバサイエンス 宮城県仙台市太白区富沢一丁目5番30号
- 5 落札金額  
49,680,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月27日

(入札用度課)

**公告第237号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- C N C 三 次 元 測 定 機 一 式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
  - 3 落札者を決定した日  
平成30年9月11日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
  - 5 落札金額  
51,840,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月27日

(入札用度課)

**公告第238号**

W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 物 品 等 の 購 入 に つ い て 、 次 の と お り 落 札 者 を 決 定 し た の で 、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 ( 平 成 7 年 政 令 第 3 7 2 号 。 以 下 「 特 例 政 令 」 と い う 。 ) 第 1 2 条 及 び 福 島 県 財 務 規 則 ( 昭 和 3 9 年 福 島 県 規 則 第 1 7 号 ) 第 2 7 4 条 の 1 1 第 1 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平成30年10月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
振動試験装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
高千穂精機株式会社 東京都八王子市北野町507番地8
- 5 落札金額  
126,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年8月21日

(入札用度課)

**公告第239号**

W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 物 品 等 の 購 入 に つ い て 、 次 の と お り 落 札 者 を 決 定 し た の で 、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 ( 平 成 7 年 政 令 第 3 7 2 号 。 以 下 「 特 例 政 令 」 と い う 。 ) 第 1 2 条 及 び 福 島 県 財 務 規 則 ( 昭 和 3 9 年 福 島 県 規 則 第 1 7 号 ) 第 2 7 4 条 の 1 1 第 1 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平成30年10月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン (福島県職員用) 1,520台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額  
100,958,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年8月21日

(入札用度課)

**公告第240号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン（県立学校用） 1,500台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
89,910,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年8月21日

(入札用度課)

**公告第241号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
N a I ( T 1 ) シンチレーション式測定装置及び電離箱式測定装置 計6式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年9月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
37,584,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

(入札用度課)

**福島県警察本部公告第87号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県警察本部長 向 山 喜 浩

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
運転免許台帳ファイリング装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額  
97,984,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月10日

（ 会 計 課 ）

**福島県警察本部公告第88号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県警察本部長 向山喜浩

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
運転免許証追記システム装置等（センター分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
66,420,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月10日

(会 計 課)

**福島県警察本部公告第89号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県警察本部長 向山喜浩

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
運転免許証作成事務用システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額  
110,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年7月10日

(会 計 課)

**福島県警察本部公告第90号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月26日

福島県警察本部長 向山喜浩

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
汎用電子計算システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年9月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
615,600,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年8月10日

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年十月十五日次のとおり指定した。

平成三十年十月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の 所 在 地
特別養護老人ホーム生愛ガーデン	福島市大笹生字向平一二番地

福島県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年十月十五日次のとおり指定した。

平成三十年十月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の 所 在 地
特別養護老人ホームリアンヴェール美里	大沼郡会津美里町荻窪字上野一八六番一

福島県選挙管理委員会告示第九号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名

称を変更した旨の届出があった。  
平成三十年十月二十六日

財団法人竹田綜合病院	変 更 前
一般財団法人竹田健康財 団竹田綜合病院	変 更 後
平成二五年四月一日	変 更 年 月 日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博